

令和 2 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和 2 年 7 月 20 日 滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和 2 年 7 月 20 日 午前 9 時 30 分 議長 大坪 省三 閉会 令和 2 年 7 月 20 日 午前 11 時 00 分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	温水委員			原田委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	北嶋 佑太
議事日程	議案第 1 号 担い手対策特別委員会の設置について 議案第 2 号 滝上町農業者年金協議会代議員の選出について					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年第6回総会

局長 おはようございます。農業委員会事務局長の木村と申します。本日は、任期満了後最初に行われる総会でありますので、仮議長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。総会に先立ちまして、辞令の交付を行います。

係長 それでは、1番の方から順に名前をお呼びしますので、こちらの方までおこしてください。

(町長辞令交付)

局長 以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。

それでは、ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長 改めましておはようございます。只今ですね13名の議会で同意を受けた農業委員の皆様方に辞令を交付させていただきました。

農業委員の使命といいますか、農地を的確に集積し、地域の農業者に農地法に基づいて農地の賃貸や売買の許可を行う。さらには農地の転用等についても意見し審議、未利用地の農地の活用等についても考える。まさに本町の農業振興に寄与している存在。

農業委員の適正な事務執行のもと本町の農業生産についても順調に推移しているものであります。皆様の日頃の活動のおかげであります。これからも地域の農業振興にあたりお力添えいただきたい思います。手短になりますますが、あいさつとさせていただきます。

局長 ありがとうございます。本日は初総会ということで、初めて農業委員になられた方もおりますので、各委員さんからお名前など簡単に自己紹介をお願いいたします。仮議席1番池田委員から順番でお願いいたします。

(1番～13番まで順次自己紹介を行う。)

どうもありがとうございました。

次に仮議長の選出についてですが、地方自治法第107条の規定

を準用し、年長の委員が仮議長を担っていただくのが妥当と思いますが、出席委員中、大坪委員が年長の委員でありますので、仮議長をお願いするという事によろしいでしょうか。

(異議なしの声)

仮議長は、大坪委員に決定いたしました。

仮議長が決定いたしましたので、町長はこれにて退席させていただきます。

(町長退席)

仮議長 仮議長に指名されました大坪でございます。会長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより、令和2年第6回滝上町農業委員会総会を開催いたします。

在任委員13名、出席委員13名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1. 仮議席の指定を行います。現在着席の議席を仮議席といたします。

日程第2. 会議録署名委員の指名を行います。会議規則第13条の規定により仮議席1番池田委員、仮議席2番井上委員の両名を指名いたします。

日程第3. 会長の選出を行います。事務局より説明願います。

局長 議案1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条の規定により、会長は委員の互選により選出することになっており、委員会の会務を総理し、委員会を代表することになります。

仮議長 それでは選出方法について、ご意見ございますか。

温水委員 選考委員会を設けて推薦する方法がよいと思います。選考委員については、これまでと同様に町内を上下2地区に分け、2名ずつ選び、計4名で行ってはどうかと思います。

仮議長 ただ今、温水委員から町内を上下2地区に分け、それぞれ選考委員を2名ずつ選出し、計4名の選考委員会により会長の推薦を行ってはどうかという意見がございましたが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは事務局から上下2地区の委員の割り振りについて提案願います。

局長 前回同様に旭町を境に旭川側を上地区、紋別側を下地区といたします。上地区の委員は、池田委員、林委員、原田委員、佐々木委員、張間委員、瀬川委員、温水委員の7名、下地区の委員は、村田委員、西田委員、井上委員、太田越委員、日野委員、そして人数バランスを考慮して中立委員の大坪委員に入ってください6名となります。

それぞれで話し合ってください、2名ずつ選考委員を選んでいただきたいと思います。

仮議長 ただ今、事務局より提案のあった方法により行うことでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

仮議長 異議なしと認めます。それでは地区ごとに選考委員を決める話し合いを行っていただきます。決まりましたら事務局に報告してください。では暫時休憩といたします。

仮議長 休憩を解き会議に戻します。事務局より選考委員の報告をお願いします。

局長 上地区は、温水委員と委員、下地区は村田委員と西田委員の計4名が選考委員となりましたので報告いたします。

仮議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、この4名を選考委員とすることで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

仮議長 異議なしと認めます。それでは選考委員会を別室で行いますが、選考委員の中で選考委員長を決めて、結果を報告していただきたいと思えます。それでは選考委員会を行う間、暫時休憩といたします。

仮議長 休憩を解き会議に戻します。選考結果につき選考委員長より報告願います。

委員長 選考委員長となりました温水です。選考結果をご報告いたします。選考委員により慎重なる協議を行いました結果、瀬川委員に会長をお願いしたいということで、全員の意見が一致しましたので報告いたします。

仮議長 ただ今、選考委員長の報告で、瀬川委員を会長に指名することですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって瀬川委員を会長に選出することに決定いたしました。

これをもちまして仮議長の職務を終えることとなりますが、不慣れにもかかわらず、委員各位のご協力によりまして、議事を進行させていただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。それでは議長を交代いたします。

局長 それでは瀬川会長から、就任のご挨拶をいただきます。

瀬川会長 農業委員としての経験は長い方ではありますが、自分では皆さんの代表という立場ではない方かと思えます。ですが選ばれたからには恥ずかしくないような仕事をしたいと思っておりますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程第4. 会長代理の選出を行います。事務局より説明願います。

局長 議案1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条では「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とありますが、本委員会会議規則第5条では、あらかじめ互選しておくことができる規定となっております。

議長 ただ今説明がありましたが、本総会にて会長代理を選出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会長代理を選出することといたします。
選出方法についてご意見ございますか。

温水委員 先ほど選出した選考委員4名に会長を加え、選考を行ってはどうかと思えます。

議長 ただ今、温水委員より先ほどの選考委員に私を加え選考を行ってはどうかとの意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、会長代理選考のため暫時休憩といたします。

議長 休憩を解き会議に戻します。選考結果につき選考委員長より報告願います。

委員長 慎重に協議をした結果、井上委員に会長代理をお願いしたいということで全員の意見が一致しましたので報告いたします。

議長 ただ今、選考委員長から井上委員を会長代理に指名するということですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。会長代理は井上委員に決定いたしました。では井上委員ご挨拶をお願いします。

井上会長代理 瀬川会長とおもに任期中一生懸命にやらせていただきましたと思います。よろしくをお願いします。

議長 日程第5. 議席の決定を行います。委員会会議規則第7条第1項の規定により、くじにより議席を決定いたします。くじは、会長と会長代理を除く委員で行うこととし、会長代理が12番、会長が13番としてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、仮議席1番の方から順次くじを引いてください。

議長 議席が決定しましたので、事務局より報告願います。

局長 1番温水委員、2番原田委員、3番村田委員、4番大坪委員、5番張間委員、6番林委員、7番太田越委員、8番日野委員、9番池田委員、10番西田委員、11番佐々木委員です。それでは席の移動をお願いします。

議長 日程第6. 議案第1号担い手対策特別委員会の設置について議題といたします。事務局より説明願います。

局長 担い手対策特別委員会については、農業委員の改選に合わせてその都度設置してきており、今回も設置について審議していただ

きたく上程いたしました。

議案3ページの設置要綱をご覧ください。要綱の2番では委員の構成は5名となっております。そして4番の(1)で特別委員の選出は総会で行うことになっております。特別委員会が扱う案件については要綱5番の協議事項に記載しておりますが、(1)から(6)までの事項のほか、総会で審議する前に時間をかけて詳細に協議する必要があるものも会長からの付託を受けて扱っています。最近では農業振興地域整備計画の見直しに係る協議や受け手出し手に対する農地の意向調査について協議を行っておりますが、担い手特別委員会は任意で設置するものですので、最終的な意思決定は総会の場となります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
ないようですので質疑を打ち切ります。特別委員会を設置することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、特別委員の選出を行います。ここで暫時休憩といたします。

休憩を解き会議に戻します。選考方法につき意見を求めます。

西田委員 会長指名でお願いしたいと思います。

議長 ただ今、会長指名という意見でありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名させていただきます。1番温水委員、2番原田委員、3番村田委員、4番大坪委員、12番井上委員の5名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

日程第7. 議案第2号 滝上町農業者年金協議会代議員の選出について議題といたします。事務局より説明願います。

局長 議案6ページをご覧ください。滝上町農業者年金協議会の代議員については、規約第8条第4項の規定により、任期は3年となっており、農業委員と同じ任期となっております。そして加入者及び受給権者代表の代議員の選出については、農業委員会があたることになっています。事務局で調整した結果、5ページの一覧のとおり新しい代議員は、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんの5名、さらに監事については、●●●●委員と●●●●さんの2名とすることでお諮りいたします。なお、農業委員は、13名全員が代議員となりますので、代議員総数は18名となります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
無いようですので質疑を打ち切ります。
加入者及び受給権者代表の代議員5名及び監事2名については、事務局の提案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。代議員及び監事については、議案のとおり決定いたしました。

以上で全議案を終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。